

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定による届出がありましたので、条例第7条第1項の規定により、当該届出書の内容を公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、当該届出書の内容については、縦覧期間満了の翌日から起算して1週間を経過する日までに、京都市に意見書を提出することができます。

平成19年3月2日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 条例第6条において規定する開発事業者の氏名及び住所

学校法人京都学園 理事長 辻本 一郎

亀岡市曾我部町南条大谷1番地1

2 開発事業に係る区域の土地の地名地番及び面積

京都市右京区花園寺ノ中町10番地他

19,719.29平方メートル

3 開発事業に係る主な用途

学校

4 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

5 縦覧期間及び時間

平成19年3月2日から平成19年3月23日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

6 条例第8条第1項に規定する意見書の提出期限

平成19年3月2日から平成19年3月30日まで

(注) 上記意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び届出書の内容についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)